

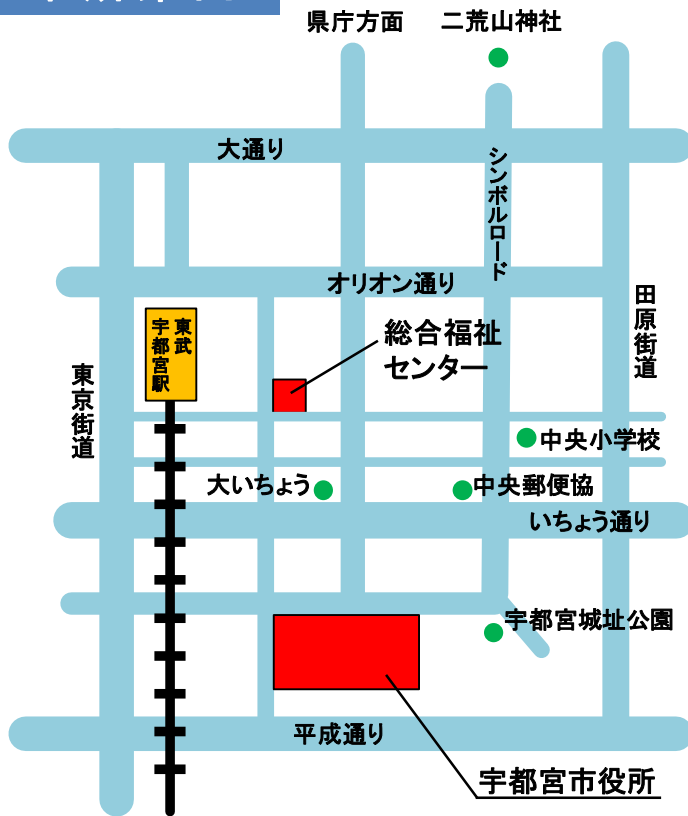
生活にお困りの方への相談窓口のご案内

▶ 離職，減収，物価高騰などの影響で生活にお困りの方は，以下の窓口へご相談ください。

困りごと	制度名	支援内容	相談窓口
求職活動等の自立に向けた支援を受けたい	生活困窮者自立相談支援事業	・ハローワーク等と連携した求職活動支援 ・一般就労に必要な基礎能力の向上を図る就労準備支援 ・困窮世帯の子の学習支援...etc.	028-612-6668 自立相談支援機関 自立相談支援担当 (受託: 宇都宮市社会福祉協議会)
離職等で家賃が払えず住まいを失うおそれがある(給付)	住居確保給付金	原則3か月 (最大2回延長可) 家賃相当分を支援 (上限額あり)	028-612-6668 自立相談支援機関 自立相談支援担当 (受託: 宇都宮市社会福祉協議会)
離職し、世帯の生活再建(再就職)までの生活費が必要(貸付)	生活福祉資金貸付制度(総合支援資金)	・公的給付等を受けることができない世帯に対し、相談支援と併せて生活費用を貸付 ・原則3か月以内(状況により最長12ヶ月) ・栃木県社会福祉協議会の審査があります	028-636-1251 宇都宮市社会福祉協議会 ※事前に電話でご相談ください。
病気などの理由で収入や蓄えがなく、生活の維持が困難	生活保護	最低限度の生活の保障のため、生活費・家賃・医療費等を支給	028-632-2105 ・2465 宇都宮市役所生活福祉第1課・第2課

▶ 上記の各種支援の利用にあたっては要件があり，対象とならない場合がありますのでご注意ください。詳細については相談窓口までお問い合わせください。

来所案内



○自立相談支援機関

(宇都宮市社会福祉協議会)

- ・総合福祉センター5階
- ・東武宇都宮駅から徒歩5分
- ・市内循環バス『きぶな』
「総合福祉センター前」下車

※駐車場は障がいのある方等が優先となっているため、公共交通機関の利用でのご来館にご協力ください。

○宇都宮市役所

- ・東武宇都宮駅から徒歩10分
- ・市内循環バス『きぶな』
「市役所庁舎前」下車
- ・大通り方面行きバス各社路線
「県庁前」バス停下車 徒歩10分

自立相談支援機関(宇都宮市社会福祉協議会)

〒320-0806

宇都宮市中央1-1-15 宇都宮市総合福祉センター5階

生活困窮者自立相談支援事業・住居確保給付金

TEL: 028-612-6668

Mail: jiritsu@utsunomiya-syakyo.or.jp

URL: <http://www.utsunomiya-syakyo.or.jp/>

対応時間: 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝・年末年始除く)



宇都宮市役所 生活福祉第1課・第2課

〒320-8540

宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所本庁1階

TEL: 028-632-2105・2465

URL: [https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/](https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/seikatsushien/soudan/index.html)

[kurashi/seikatsushien/soudan/index.html](https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/seikatsushien/soudan/index.html)

対応時間: 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝・年末年始除く)

